**篠山市立西紀南小学校におけるインターネットの利用に関する校内規定**

**第１条（趣旨）**

この規定は篠山市立西紀南小学校（以下「本校」という）におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

**第２条(インターネット利用の基本）**

本校においてインターネットを利用するにあたっては、その教育的効果に十分配慮し、兵庫県青少年愛護条例に準じて行う。

**第３条（インターネットの主な利用形態）**

インターネットのおもな利用形態は、次の各号に定めるものとする。

**（１）情報発信および受信**

教育課程における全ての学習内容に関わる事項を学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。

**（２）情報検索および収集**

学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り、回答を得たりする。

**（３）教材作成**

授業で活用できる画像データや文書データを収集、加工して、教材作りに活用する。

**（４）国内および国際交流**

電子メールにより、国内および海外の都市・学校との交流を行う。

**第４条（個人情報の発信とその範囲)**

（１）インターネットを利用して児童の個人情報を発信するにあたっては、青少年愛護条例第24条に準じて行う。その個人情報の範囲は次の各号に定めるものとする。

1．氏　 名：原則として姓を使い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことができる。

2．意見等：児童の意見等については、教育的効果に配慮して発信することができる。

3．写　 真：児童の写真を使う場合は、個人が特定できないよう配慮する。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。

4．住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報

これらは発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、住所、電話番号、生年月日を除き、必要に応じて発信することができる。

（２）本校のホームページには、校内規定を掲載し、情報発信がこれらの規定に基づいたものであることをホームページに明記する。また、情報の著作権の帰属先をホームページに明記する。

**第５条（教師による指導の徹底）**

（１）インターネットを利用する場合、他人を中傷しない、著作権、肖像権、知的所有権に配慮するなどネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分指導し、児童が正しく理解できるよう努める。

（２）児童が発信するデータは、教師が集約し、外部に発信する。

（３）インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

（４）フィルタリングソフトを活用し、有害情報の閲覧をすることができないようにする。

**第６条（個人情報及びデータの保護等）**

インターネットを利用するにあたっては、個人情報及びデータ等の安全保護に努める。

（１）インターネットに接続するコンピュータは学校長が特定し、それ以外のコンピュータはインターネットに接続しない。

（２）回線を通じた外部からの不正進入を遮断する対策を講じる。

（３）インターネットに接続するコンピュータのハードディスクには、個人情報を含むデータを蓄えない。

（４）コンピュータウィルス（コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム）の発見、駆除、予防に努める。

**第７条（受信した個人情報の取り扱い）**

インターネットを利用して受信した個人情報については、篠山市個人情報保護条例の定めるところにより取り扱う。

**第８条(インターネット利用規定の見直し）**

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは，青少年保護条例の規定と照らして、校内において十分な検討を経て、規定の見直しを行うものとする。